

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

砥部町は、子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

平成29年4月1日から子育て支援課を新設し、当該事務を取り扱う。

評価実施機関名

砥部町長

公表日

令和8年1月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p>子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づき、子供のための教育・保育給付の支給または地域の子ども・子育て支援事業に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①給付費の支給 ②申請、届出事項の確認 ③保育の必要性、必要量の認定 ④保育料決定 ⑤事業所からの児童の契約情報、保育料の取り込み ⑥保育料の徴収、滞納業務
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、電子審査システム、申請管理システム、電子申請システム、ガバメントクラウド(Oracle Cloud Infrastructure)
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項及び別表第一の8、94の項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :なし (子ども・子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法」が含まれる項、及び「児童福祉法」を含む保育所・幼稚園関連事務に係る項(12、13、16、116の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	砥部町総務課 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392 TEL089(962)6110
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	砥部町総務課 〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内1392 TEL089(962)6110
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2) 又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業		[<input checked="" type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない]
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	子育て支援事務では、特定個人情報の記載がある申請書等の保管や個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄等で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/> 自己点検]	[<input checked="" type="checkbox"/> 内部監査] [<input type="checkbox"/> 外部監査]
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input checked="" type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>	
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	子育て支援システムへのアクセスが可能な職員は、システムを使用するには静脈パターンとパスワードによる認証を必要とし、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないか確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月1日	II-1-2	平成27年3月31日時点	平成31年1月31日時点	事後	様式の変更に伴い見直しを行った
平成31年3月1日	IVリスク対策			事後	様式の変更による追加
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ※以下略	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ※以下略	事後	番号法の改正に伴う改正
令和5年5月29日	I-1-③ システムの名称	子ども・子育て支援システム、統合宛名システム、中間サーバー	子ども・子育て支援システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、電子審査システム、申請管理システム	事前	市町業務標準化モデル事業の運用開始に伴う追加
令和5年10月2日	I-1-③ システムの名称	子ども・子育て支援システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、電子審査システム、申請管理システム	子ども・子育て支援システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、電子審査システム、申請管理システム、電子申請システム	事前	電子申請システムの運用開始に伴う追加
令和8年1月7日	I-1-③システムの名称		「ガバメントクラウド(Oracle Cloud Infrastructure)」を加筆	事前	ガバメントクラウドへの移行に伴う追加
令和8年1月7日	IV-8人手を介在させる作業		人的ミスが発生するリスクへの対策は十分か「十分である」を加筆	事後	様式の変更による追加
令和8年1月7日	IV-8人手を介在させる作業		判断の根拠 「子育て支援事務では、特定個人情報の記載がある申請書等の保管や個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄等で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスク対策は十分であると考えられる。」を加筆	事後	様式の変更による追加
令和8年1月7日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		「3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策」を加筆	事後	様式の変更による追加
令和8年1月7日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		当該対策は十分か【再掲】 「十分である」を加筆	事後	様式の変更による追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年1月7日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策		<p>判断の根拠 「子育て支援システムへのアクセスが可能な職員は、システムを使用するには静脈パターンとパスワードによる認証を必要とし、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないか確認している。」を加筆</p>	事後	様式の変更による追加